

鳴門教育大学における旅行命令権の委任に関する規程

平成16年4月1日

規程第102号

改正 平成20年3月19日規程第55号

平成28年3月28日規程第36号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学旅費規程（平成16年規程第26号）第4条第1項の規定に基づき、鳴門教育大学長（以下「学長」という。）が発する旅行命令権の委任について定める。

(委任)

第2条 学長は、副学長（附属学校担当）に、各附属学校長（附属幼稚園にあつては園長とする。）及び教頭の内国旅行に係る旅行命令権（赴任のための旅行に係る旅行命令権を除く。）を委任する。

2 学長は、各附属学校長（附属幼稚園にあつては園長とする。）に、当該附属学校に所属する教員の内国旅行に係る旅行命令権（赴任のための旅行に係る旅行命令権を除く。）を委任する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。